**平成２７年（フ）第４９号**
埼玉県戸田市美女木８丁目19番地の２　小山コーポ201号室
債務者　木下明こと　李　　秀行
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第５０号**
埼玉県川口市大字芝6840番地　フォーレル八幡203号
債務者　北村　道行
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第５１号**
埼玉県川口市大字芝6840番地　フォーレル八幡203号
債務者　北村トシ子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第７０号**
さいたま市南区大字太田窪2412番地13
債務者　野口奈津子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第７９号**
埼玉県戸田市喜沢１丁目35番地の９
債務者　新橋　恒一
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第１２５号**
さいたま市浦和区木崎３丁目２番７号　秀和レジデンス202号
債務者　山田　義徳
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第１３０号**
埼玉県蓮田市大字南新宿962番地５　白岡ハウス103号、旧住所埼玉県蓮田市大字閏戸4117番地５
債務者　内田かすみ
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第５０号**
埼玉県春日部市谷原新田2063番地　春日部谷原新田団地３－404号
債務者　三澤　真次
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２７年（フ）第１６号**
新潟県柏崎市新橋14番５号
債務者　相澤　昭吾
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２７年（フ）第１７２号**
横浜市緑区竹山２丁目４番地３　竹山団地2403棟333号
債務者　栗山加代子（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１７４号**
神奈川県綾瀬市落合北６丁目４番30号
債務者　小田島孝典
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１７６号**
神奈川県藤沢市片瀬海岸２丁目16番１－203号
債務者　志村　芳一
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１３４号**
大阪市北区本庄西３丁目12番18号パークサイド本庄405号室
債務者　甲斐　　健
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１６２号**
大阪市東住吉区中野４丁目15番10―507号
債務者　中井　沙弥
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第５６６号**
大阪府高槻市寿町２丁目11番６号　ホリデイ・イン５－203号、前住所大阪府高槻市栄町１丁目20番６号
債務者　岡田　裕子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第５７９号**
大阪府交野市東倉治４丁目５番２－303号
債務者　上村　賢二
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部